## RD 産廃処分場から環境汚染を防止するための工法の提案

2008年3月 高谷 清

- 1. 環境汚染を起こしている原因は、処分場に埋められた有害物であり、その全量撤去を 目指す。その撤去を早急に始めることが「緊急対策」でもあり、早急に開始する計画 を確定し、着手する。
- 2. 全周遮水壁 (ソイルセメントで 40 メートルの深さ。2 年間の期間と 26 億円)を行うことが、緊急対策ではなく、その期間と費用を撤去にあてる。全周遮水壁の有効性の疑問、劣化の恐れ、修復不可能性、自然破壊、全周遮水壁だけで終わる危険性などからも「全周遮水壁ありき」であってはならない。
- 3. 2 年間の期間でかなりの撤去ができる。今日までの調査によって明らかになった有害性の高いものが埋まっている区域から掘削をおこない、全量を一旦撤去する。
- 4. 全量を撤去した区域で粘土層を破壊している箇所については、粘土等で底面の修復を行う。
- 5. 撤去物は現在までの調査、今回の掘削調査などを参考にし、有害物(ドラム缶等、周辺土壌、悪臭物、湯気のたっているもの、変色した土壌、灰らしきもの、その他疑わしいもの)を移動保管し、残部は元へもどす。
- 6. 撤去時の周辺への影響を最小限にするための対策をおこなう(必要な部位への遮水壁、 矢板等)。具体的な撤去計画に基づいて有効な対策をおこなう。
- 7. 処分場全部を掘削、撤去、有害物移動保管、残部埋め戻しを区域ごとにおこない、それと平行して、浸透水くみ上げ排水をおこなう。
- 8. 処分場の区域を順次上記の工事を行い、全体を終了後はモニタリングを行い、必要な対策を続ける。浸透水くみ上げ処理排水など。移動保管した有害物は、処理方法の確立とともに順次処理する。
- 9. 以上によって、不要な費用、期間を短縮し、現実的に遂行可能な費用と期間になるであるう。さまざまの気持ち、意見、提案を討議しつつ、現実に実施可能な案を確立し、 実行に移さねばならない。

なお第 12 回県対策委員会での「委員提案」には「髙谷案」として批判がなされていましたが、(栗東市 RD 産廃物処分場環境調査委員会)による提案ですので訂正ください。本文書は、その内容を深めて私の提案として書いたものです。